

2013. 12

市長の職責について

質問

皆さん、おはようございます。吹田新選会、足立将一、通告に従いまして個人質問をさせていただきます。

政策の議論をさせていただく前に、まず市長の職責について井上市長に質問をさせていただきます。

政治資金の関連につきましては、吹田新選会からは代表の後藤議員から質問をさせていただきましたが、お答えになっていただけなかった分につきまして、再度、尋ねさせていただきます。

今回、問題となった政治資金の出入金については現金だったのか、銀行口座だったのか、そして領収書作成時期、これはいつだったのか、自民党大阪府吹田市第一支部という任意団体の現在の代表は誰か、確認していないということでしたので、改めてお答えください。

井上哲也市長

出入金については、その都度、現金である場合もありますし、口座に振り込む場合もということを、ほかの議員にも御答弁させていただきました。そのとおりです。

質問

済みません、3点質問させていただいたので、1個ずつちょっと確認させていただきますね。

まず、自民党吹田市第一支部からの領収書の偽造の件に関する部分、あの100万円の分は取引が実際はなかったということでもいいんですけども、維新の会からの入りの部分、あの部分については現金だったのか、銀行口座だったのかという部分が一点。

あと、自民党第一支部の件につきまして領収書作成、これはまとめて行ったのか、それとも都度、都度行っていたのかということの確認。

そしてもう一点は、今現在の自民党大阪府吹田市第一支部、これは政治団体としては登録はしていないけれども、任意団体として残っているということでしたので、その代表は、今現在はどなたなのかということについて尋ねております。

この3点です。お願いいたします。

井上哲也市長

失礼いたしました。維新の会からの入金については現金であるのか、口座であるのかについては、報告を受けていません。

第一支部の領収書についても、まとめてされたのかどうかも、これも報告を受けていません。

政治団体の登録を抹消して、今、任意団体となっています。登録をしていたときは、私が支部長でありますけども、今、現段階で誰であるかについては、あるとすれば私になっていますけども、任意団体としての代表者ということであれば、現時点では誰かということは、申し上げることはできません。

質問

市長、いろんな疑惑を持たれている中で真摯に説明したいと、そして市民の皆様に御迷惑をおかけしたということで、議会から改めて質問をしているわけですけども、その内容について確認していなかったことは、改めてすぐ確認されて御報告されるべきではないかと思うんですけども、そのあたりもちょっと市長の職責についてどうなのかと思います。

次に、私のほうからはグリーンニューディール基金事業の関連について御質問させていただきます。

先日は、100条委員会の証人喚問にお越しいただきまして、どうもありがとうございました。

当日、市長は、主観についてはお答えする義務はないということで、主観についてはお答えする義務はないということで、証言を拒まれましたので、主観につきまして市長はどのように思われていたのかにつきまして、数点の事情確認とともに御質問させていただきますので、真摯にお答えいただければと思います。

まず、事実の確認です。今回の太陽光発電設備設置事業において単独随意契約を行った業者の代表とは長年の付き合いがあり、当該企業あるいは御本人から献金も受けたことがある、このことについては間違いがございませんか。

井上哲也市長

府議会議員時代に、会社からの献金は頂戴いたしておりました。

質問

その企業の代表の方は、後援会の副会長でもあった、これも間違いございませんね。

井上哲也市長

副会長でありました。

質問

今回の単独随意契約、太陽光パネルについての単独随意契約は、その単独随意契約を行った根拠の地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、緊急と呼ばれるものですね、の解釈において、通常は行わないような解釈を行った。そして、それは大阪府の随意契約ガイドラインでは明確に否定されている解釈であった。これは間違いございませんか。

井上哲也市長

条例の案文に基づいてやらせていただいて、そのことについて、その当時は認められたことでやらせていただきました。

質問

基本的にはお答えいただいているんですけども、この問題が起こってからの問題の認識についても、市長の、どうなんですかね、職責といいますか、その問題の事実の確認を行っておられないことについてはどうかと思います。

次です。市長は最終決裁者であった、この単独随意契約に関して最終の決裁者であった、これは間違いありませんね。

井上哲也市長

最終の決裁には私が押させていただいております。

質問

最終決裁者であったということは、本件についてとめる権限があった。市長、よろしいですか。とめる権限があった。この契約についてとめる権限があった。にもかかわらず、とめなかった、あるいはとめることができなかった。間違いありませんね。

井上哲也市長

認められた手法で契約を結ばれたということで、とめませんでした。

質問

その結果として疑惑を招き、テレビや新聞等のマスコミに取り上げられ、市民の吹田市に対する信頼、政治に対する信頼、職員の誇りを傷つけた。間違いありませんね。

井上哲也市長

まず、私については公明正大であるというのは常に申し上げてきております。新聞報道で市民の皆さんに御迷惑をかけたと、このことについてはおわびを申し上げております。これまでもおわびを申し上げてきておりますので、御理解ください。

質問

先ほど公明正大とおっしゃったんですけども、市長は、みずからの決裁を行った事業について御自身で明確に説明できないため、わざわざ税金と人事室の職員の労力をかけて調査を行わせた。間違いありませんね。

井上哲也市長

やはり、いろいろ問題が起こったということで、ガバナンス推進委員会というのは、これは第三者の意見を聞くということで設置をさせていただいて、その当時も議会からもそういう御意見がございましたので、ガバナンス推進委員会を設置して調査をさせていただきました。

質問

市長がみずから行った決裁が与えた影響、市民や職員への影響、吹田市自体への影響、精神的なものもあれば、金銭的なものもございしますが、そのことについてはどのようにお考えですか。

井上哲也市長

ですから、先ほども申し上げましたけども、いろいろ調査をさせていただいた中で、ガバナンス推進委員会は、私の関与がなかった、監査請求もさせていただいたその1月の段階では、違法性がなかったという結論が出ております。私自身は公明正大であった。ただ、やはり新聞報道をされ、市民の皆さんに御迷惑をかけた、職員の皆さんにも御迷惑をかけた、そのことは間違いございません。

質問

この期に及んで、御自身の関与がなかったとか、そういうことを問題視して別に市長の職責について尋ねているわけではないんですよ。

次のことについてお尋ねいたします。市長の私設秘書を市長が解雇された理由として、市長御自身に迷惑をかけたからということをおっしゃっておられます。で、100条委員会の他の委員さんの御質問の中で、これまでも同様に、新聞報道等で市長御自身に御迷惑をおかけしたのではないかと伺ったところ、市長は回答として、回数を重ねると重いと、回数を重ねたと、3度目だと、回数を重ねたということをおっしゃっておられました。回数を重ねて責任が重いので解雇したということだったんですけども、市

長御自身の新聞報道についても、今回3回目ですけれども、これで市民に対する迷惑をかけているわけですけれども、同様のふうにかえたら、市長御自身についてはどのようにお考えですか。

井上哲也市長

新聞報道についても、私自身が、まずはグリーンニューディールについて、私自身は公明正大であると。今回の件も、記載ミスと、会計責任者がミスをしたと。ただ、監督責任はあるということでございますから、そういったことを受けてですね、議会でも素直に、市民の皆さんにおわびを申し上げます。

質問

そうじゃないんですよね。

それは置いておいて、今、吹田市、私も議会の一議員として見せていただいておりますと、やはり大きな転換点でございます。さまざまな開発がこの後も続いて、どんどん吹田市が発展していくために力を注いでいかなければならない時期でございます。また、市長が決めた方針でございますけれども、市役所自身も改革を行っておりまして、職員が今、一丸となって全力で市政改革に取り組んでいるところでございます。また、職員につきましては、給料カット、非常に厳しい給料カットを行って、身を削って頑張っておるところでございます。

そんな中で、そのリーダーたるべき市長が、市民に疑惑の目で見られる、猜疑心で見られる、そのような状況が今現在続いております。私は、吹田市の職員が頑張れば吹田市は必ずよくなるということを思っております、その職員が今頑張れない状況にあるのではないかと、モチベーションが非常に下がる状況にあるのではないかと。市長が、そのような御自身の政治的な理由によって要らぬ疑惑を招き、それが職員のモチベーションに非常に大きな、重大な影響を与えている、そういうふう感じております。

他の議員の御質問でもございましたが、市長は辞職されたらどうですかという質問に対して、市長は任期満了まで務めるということをおっしゃいましたけれども、このような状況においてまで、いまだにその任期満了まで、最後まで市政をとり続けるという正統性の根拠、正統性の統は統一の統でございます、正統性の根拠についてどのようにお考えでしょうか。

井上哲也市長

まずは最初に申し上げましたとおり、公明正大であるということが根拠です。

質問

質問に答えていただきたいんですけども、このように市長がさまざまな疑惑を招いて、そしてそれが職員のモチベーションの低下に至っていると。そして、今、吹田市にとっては非常に大きな、重大なこのタイミングでございます。それでも、このような状況においてまで市長がいまだに市政をとり続ける、任期満了までやり続けるというふうにおっしゃる正統性の根拠、正統性の根拠について伺っております。

井上哲也市長

ですから、いろいろ疑惑とおっしゃっていますが、新聞報道についての説明はずっとさせていただいて、私自身は公明正大であるということを申し上げてきております。ただ、そのことを根拠じゃないというのは、議員さんのおっしゃっていることは一つの考え方かもしれませんが、私自身はそういうことでございます。

ただ、市長としての職責というのは、やっぱり市民の皆さんに約束した吹田のチェンジ、そして抜本的な行財政改革を進める、そういったところに、未来に希望の持てるまちへと変革、刷新を図ることであると私自身は考えております。そういった中で、今、私が改革をさせていただいていることについて、一切、市民の信頼を裏切っているということは、私自身はないと思っておりますので、そこも根拠になると思います。

質問

そのとおりでございます。私どもがこの場に立っているのは、市民に選んでいただいた、そういうことが正統性の根拠でございます。ただ、市長の概況を見ておりますと、もともと維新の会であったのにもかかわらず、その疑惑によって解職されていると、その維新の会から外されていると。そしてまた、新たに政治資金の関連で疑惑を持たれていると。正統性の根拠、本来選挙で選んだ市民の意図と大きく外れている状況に今はあるのではないかなと思います。

そして、この点についてぜひ伺いたいんですけども、市長が市民に選んでいただいた、それはもちろんございます。ただ、その反面、私ども議会も市民の皆様から選んでいただいております。となった場合に、市長がこのまま市長であるのか否か、それがふさわしいかどうかという判断を私ども議会としてもある一定下さなければならぬ時期に来ていると思います。そのような場合に、市長は議会の判断、これも私どもも正統性の根拠を持った判断でございます。その判断に従っていただけるのかどうか、市長の考えをお聞かせください。

井上哲也市長

まずは、去年のグリーンニューディール関係については、今議会のほうで調査をしていただいております。この結論がどうであるのかというのは一つの重大な要素かも知れませんが、私自身は、ずっと申し上げておりますとおり公明正大であると。公平

な判断をしていただけるということであれば、そういう判断が出てくるということでありましたら、私自身をやめさず、やめるべきだという言葉については、私はそう思っていないので、御理解ください。

意見

今回、市長の職責ということについて伺わせていただきました。いまだにグリーンニューディールのことに関して、私は公明正大であるということをおっしゃっています。ただ、市長の職責って、だからそんなことにあるんじゃないかって、こういう疑惑を持たれるような、新聞報道をされるような事業について、何も見ずに決裁判を押したと、そういうようなことについての市長の職責を尋ねたかったわけですけども、100条委員会の結論を見ていただくということでしたので、その結論を楽しみにしていただければと思います。

学校図書館について

質問

次の質問に行かせていただきます。学校教育についての、①の総合計画に記載の、グローバル社会を生き抜く子供たちを育むについては、最後に回させていただきます。ですので、学校教育の②の部分から行かせていただきます。学校図書館についてです。

学校図書館については、本年3月にも質問させていただきましたが、学校図書館は単に本を貸す場ではなく、子供たちが夢や目標を持つためのきっかけとなる好奇心、豊かな人生を生きるために必要な教養、次の社会をつくるために必要な課題解決能力等を育成するために非常に重要な場であると考えております。今回は、それに資するための司書や読書支援員の配置及び書籍の発注方法の変更によるラベルやバーコード貼付等の職員業務の軽減について提案させていただきました。今回は、子供たちが行きたくなる図書館整備の準備について質問させていただきます。

前回の質問の際に、全小・中学校の図書購入リストをいただきました。毎年減らされていく配分予算の中で、学校には非常に多くの書籍を購入していただいておりますが、その購入における選書について、書籍の選択基準、吹田市として何らかの基準があると考えますが、吹田市の学校図書館における図書購入基準についてお答えください。

梶谷尚義学校教育部長

図書購入基準についてでございますが、市として基準は設けてはならず、各学校における図書購入については、教職員や児童、生徒の購入希望図書の調査を行うとともに、図書展示会の出展本や全国学校図書館協議会推薦本などを参考にリストを作成し、校長指導のもと、図書担当教員などが校内で検討会議を持つなど、年次的に購入をいたしております。

質問

図書購入基準については、市としては明確に設けていないということですね。

次なんですけども、北海道北広島市の学校図書館を私、視察させていただきました。その際に、非常に開放的な図書館のレイアウトと、見やすい選びやすい図書の設置がなされておりました。その理由の一つとして、図書の廃棄基準を明確に設けることにより unnecessary 書籍を、校長や司書教諭の責任ではなく、市の責任で機械的かつ大幅に減らし蔵書数を適切に管理することで、限られたスペースを有効に活用しているとのことでした。吹田市には、学校図書館における蔵書の明確な廃棄基準はございませんでしょうか。

梶谷尚義学校教育部長

学校図書館の蔵書の廃棄基準でございますが、市としては設けておらず、各学校では、購入から年数がたち、児童、生徒が読まないような古いものや図書の損傷のひどいものなどを毎年度選定し、廃棄を行っているところでございます。

以上でございます。

質問

図書の選定基準も廃棄基準もないということだったんですけども、これを設定することの意味につきましては、先ほども軽く触れましたけども、校長先生や司書教諭の、基本的には選択や廃棄について、その方々に責任が行くこととなります。特に選書につきましては、内容等に問題がある場合にも、その方々の判断になってしまうので、非常に校長先生や司書教諭の方が苦しい立場に置かれてしまう可能性があるのではないかなと非常に危惧しております。

全国学校図書館協議会というのがございまして、そこには、全国の公立の小学校、中学校に対して図書選定基準、このように設けてはどうかというような例示がされておりますけども、そういうことを参考にされるおつもりはございますでしょうか。

梶谷尚義学校教育部長

ただいま御例示をいただきました全国学校図書館協議会図書選定基準には、正しい知識や研究成果が述べられているか、また読書の楽しさを味わえるものであるか、児童、生徒の発達段階に即しているかなどの基準が示されております。市としましては、図書選定基準や廃棄基準につきましては、その必要性も含め、今後、関係部局と研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

意見

今回はですね、学校図書館の整備の準備ということを述べさせていただきました。それは選書につきましても、そして廃棄につきましても、市として校長や司書教諭の責任をしっかりと引き受けてあげるということをすることによって、より積極的に図書館整備が進むのではないかなということでございますので、積極的にぜひ考えていただきまして、次回までにはいいお答えをいただけるように期待しております。

保育施設について

質問

次です。保育施設についてでございます。①の民営化計画についてです。

保育所民営化方針の決定から2年ほどたち、先日、民営化する園が5園確定いたしました。私といたしましては、国や府からの支援や今後の施設老朽化への対策などを勘案すれば、障がいを持つ子供たちの受け入れについての公私間格差をなくすための対策や吹田市の保育水準の向上を今後も引き続き図っていただければ、税の使い方の幅を広げるという観点から、民営化自体には賛成でございます。しかし、民営化の園が具体的に決まってから、保護者の方からさまざまな相談を受けることとなりました。

そもそも民営化自体に反対の声もあるのですが、最も大きいものが、民営化によりどうなるかわからないことによる不安の声です。全くそのとおりでございます。市としてマクロの視点で考えれば方向性はよくても、その具体的な影響を受ける保護者からすれば、現状で満足しているのだから変えてくれるなというのが当然の声でございます。市としては民営化方針から2年の時間をかけて議論をしていたとしても、例えば民営化第1園の南保育園の保護者からすれば、ことしの9月に子供を預ける園の民営化が決まり、来年の9月には事業者選定を行うとあれば、急だという声も当然であると真摯に受けとめなければなりません。とにかく詳細な説明を丁寧に行っていただきたい、事業者選定の際に保護者の声を取り入れてほしいということが保護者の願いでございます。他市の事例を見ていると、その声にしっかりと応えることによって、民営化も円滑に進むはずでございます。

そこで、まず一番初めに民営化する南保育園について、今後、保護者に対する説明や協議を行う予定及び保護者の声を事業者選定に生かす手法についての当局の考えをお聞かせください。

春藤尚久こども部長

吹田市公立保育所の民営化につきましては、慎重に検討を重ねた結果、南保育園を含めた5園を民営化すること等を本年9月に政策決定いたしました。その後、同月末から民営化対象園の保護者を対象とする説明会を順次開催し、民営化に関するQ&Aなども配布させていただいております。また、南保育園につきましては、11月22日に第2回目の保護者説明会を実施させていただいたところでございます。

議員御指摘のように、民営化を進めるに当たっては、引き続き保護者の方々に丁寧な説明を行い、不安解消に努め、できる限り理解を得ることが最も重要であると認識しております。今後につきましては、来年1月中旬に、民営化園の保護者を対象としてアンケートの実施を予定しており、その中での御意見、御要望を踏まえ、保護者説明会をさらに開催するとともに、事業者選定に生かしていきたいと考えております。

南保育園につきましては、必要に応じて保護者説明会を今後、数回開催した後、保護者代表の方には、来年5月設置予定の事業者選定委員会のメンバーとなっていたきたいと考えております。

以上でございます。

質問

ありがとうございます。今後も保護者説明会を数回開催していただくということで、私も説明会に行かせていただいたんですけども、事業者選定に当たっての実施要領を3月までに組み上げたいと。その中でアンケートをとってその声を生かしたいということだったのでんですけども、そのアンケートの結果がどうなったかというのもぜひ御説明していただいて、じっくりじっくり、時間は短いんですけども、だからこそじっくり丁寧に御説明していただければと思います。

また、その説明会では、民営化で浮いた予算を全額保育施策に活用したいというふうにおっしゃっておられました。そういった計画を持たれているのかどうなのか、改めてこの場で御説明をお願いいたします。

春藤尚久こども部長

保育所民営化につきましては、公立保育所施設の老朽化あるいは人件費の増大等に対応するだけではなくて、その保育所民営化によって削減されました予算につきましては、今後、ますます保育サービスの需要が、必要と考える地域に保育サービスを充実させていく保育の量的拡大、確保など、将来の希望を託す子供たちのための施策の充実に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

質問

ありがとうございます。積極的にそのようにしていただければ幸いです。

次に、待機児童対策についてでございます。これは9月定例会で質問を考えておったものなんですけども、先日、福祉環境委員会で横浜市、そして個人的に豊島区の保育施策の調査を行ってまいりました。

横浜市では、とにかく待機児童の数を減らすことを最優先として、株式会社も含めて非常に多くの保育園の設置を行っておられました。ただ、それは保育園の整備がさらなる保育園に対するニーズを生むなど、さまざまな議論があるのですが、横浜市と豊島区では、保育園設置以外の手法も用いて待機児童対策を行っておられました。その一つで我が市でも活用すべきだと考えたのが、待機児童が特に多い地域に優先的に小規模保育施設を設置し、保育園の入園を待ちながらも臨時的に保護者が活用できる保育の場を整備するということです。

豊島区は東京都が国に先駆けて事業支援を行うことを決めたことに伴う動きだったのですが、今般、厚生労働省のほうでも方針が決まったようですので、小規模保育における今後の市の方針をお聞かせください。

春藤尚久こども部長

本市では、緊急的な待機児童対策として、平成 26 年度(2014 年度)において、国の安心こども基金、待機児童解消加速化プランを活用し、共同保育所を含めた市内の認可外保育施設への運営助成を行うことを検討しており、保育の質の確保と保育サービスの供給量の拡大を図ってまいりたいと考えております。

小規模保育の今後の方針につきましては、保育サービスの充実を図る観点から、平成 26 年度に策定する吹田市子ども・子育て支援事業計画において位置づけてまいりたいと考えております。

次に、利用者支援の取り組みについてでございますが、こども部において現在、子育て支援情報窓口及び保育所・幼稚園入所総合相談窓口を設置し、相談業務等を行っておりますが、新制度では多様な保育サービスの提供が想定されており、これまで以上の情報発信や相談業務が求められることから、必要な保育需要と適切な保育サービスとをマッチングさせるための相談業務の強化が必要と考えております。

以上でございます。

質問

そういった小規模保育等さまざまな保育の選択肢をふやすことによって、市民が混乱しないようにそのマッチングの場、横浜市でしたら保育コンシェルジュということも導入しておられますので、そのことについては、先ほど御答弁いただきましたとおり、積極的に考えておられるということで、より一層の支援をしていただければと思います。

あと、そういった保育の場を設置することによって、横浜市でも一番苦労しているとおっしゃっていたのが、保育士の確保についてでございます。横浜市では、他県に赴いてまでも説明会等を行っているということも仄聞いたしました。担当部局が現在把握しておられる吹田市における保育士雇用の現状と、公立園のみでなく、吹田市全体の保育士確保のために行政が果たすべき役割についての考えをお聞かせください。

春藤尚久こども部長

保育士の人材の確保につきましては、公立保育所だけではなく、私立保育所からも困難な状況についてお聞きをしておるところでございます。今年度におきましては、国の安心こども基金を活用し、保育士等の処遇改善に係る経費助成を実施しておりますので、保育士確保の一助となるものと考えております。

平成 27 年度(2015 年度)から新制度が施行されますと、多様な保育サービスの充

実が展開されることとなると見込んでおりますが、その一方で、保育士の人材確保がより困難になることが懸念されます。円滑な保育行政の実施には、保育士確保は重要な要素の一つでございますので、市域における雇用状況等を見きわめ、大阪府や他市の状況も参考としつつ、またハローワークとも連携をとりながら、人材確保の支援策のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

質問

民営化等で今非常に大変な時期かと思いますが、先のことも考えて手を先手先手で打っていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、地域防災のハード面整備について伺います。

東日本大震災より、きのうで2年と9カ月が経過いたしました。あれ以来、間もなく発生と言われる南海トラフ地震に向け、国民の防災意識は高まり、吹田市でも、自主防災組織の設立などソフト面での防災対策は整備されてまいりました。また、地域防災計画の再整備や地域住民への防災講座など、危機管理室の活躍に日々頭が下がる思いでございます。しかし、いまだハード面の整備については不十分であると感じております。

本年度3月に指摘させていただきました防災無線拡声機の新規設置につきましては、さきの豪雨の影響で上の川からの浸水被害が発生したことや、糸田川の水位も堤防を越えかねないくらいまで上昇したことも鑑みれば、水害の危険性情報の共有のためにも、まずは川沿いの地域の足らずの部分に優先して設置してはいかかがかと考えますが、担当部の所見をお聞かせください。

赤松祐子危機管理監

災害発生時の市民への呼びかけにつきまして、特に水害時等、早い時期に行うことが重要であることは十分認識しております。

本市の屋外拡声機は、広域避難地を中心に16カ所に設置をしているところでございますが、その能力から、可聴範囲が十分であるとは言えません。現在、サイレン機能も利用し、市民の方に注意喚起を行い素早い避難行動をとっていただけるように、屋外拡声機の新規配置も含めて検討に着手しているところでございます。また、市民の皆様に対しましても、防災講座等あらゆる機会を活用して既存の各種情報収集ツールの紹介を行い、効率的かつ効果的な情報収集手段の周知を進めてまいります。

以上でございます。

意見

予算が見つからないということなのですが、積極的に進めていただけるように、これはお願いしておきます。

災害時の情報共有のためのハード整備について

質問

次に、災害時の情報共有のためのハード整備について伺います。

こちらも3月議会で、災害発生時用のクラウドシステムの構築等により、災害時、インターネット端末による情報共有を行うことで、ファクスや口頭での連絡の集中による混乱を避け、優先順位の判断ミスをなくす努力をされてはいかがかと提案を行いました。

現状では、吹田市の緊急防災要員の配備により、各小学校区の情報を各種通信機器による方法のほか、バイク、自転車等による伝令により、市内6カ所に設置される地域の防災拠点に集約し、吹田市災害対策本部に伝達することとなっているとのこと。人でなんですよ。それでは、災害時に私が懸念する混乱が起こるのではないかと非常に不安に感じます。3月から検討していただくということだったんですけども、何らかの方向性は見えたのでしょうか、お答えください。

赤松祐子危機管理監

災害対策本部と現場との情報共有につきましては、小学校区ごとに集約される情報を各種通信機器や多種多様な入手方法で共有できるよう整備を図っているところでございます。特に災害時に有効であるといわれているMCA無線についても、連合自治会との合同訓練等で実際の使用状況における有効性と問題点について確認し、情報収集体制の強化ができるような再配置を計画しております。また、災害発生時の迅速かつ的確な対応に必要な情報の共有や一元管理に有効と言われておりますクラウドサービスの利用につきましては、関係部局と協議してまいります。

質問

情報のことなんですけども、国のほうから防災に対する地方への補助金が出た際に、市でも有効活用すべきであると考えておりまして、今は地域ICT強靱化事業における防災情報ステーション等整備事業という予算要求がされているんですけども、それは東日本大震災の教訓を踏まえて、災害時に誰もが正確な情報を迅速に入手できるように、避難所等に耐災害性の高い公衆無線LAN整備を行う予算が、来年度に向けて、今、総務省のほうで要求されています。例えばこの補助金を活用することによって、まずは本庁に無線LANを整備してはいかがでしょうか。無線LAN設置は、災害時はもちろん、平時においても住民の利便性向上にもつながるのではないかと思います。防災のことであり、財政状況を鑑みて来年度あたり実施してはいかがと思いますが、担当部局の考えをお聞かせください。

赤松祐子危機管理監

地域ICT強靱化事業につきまして、現在ある通信手段を無線による多重化や補完する情報網の整備を行うことによって、災害救助・復旧に速やかに取り組めるよう進めるものです。このため地域に防災情報ステーションや無線LANを設置することが有効と言われておりますので、先進都市の取り組みを研究し、防災情報ネットワーク強化に努めてまいります。

以上でございます。

意見

災害時の情報収集等については、今後、引き続き検討していただければと思います。

施設利用料の統一化の影響について

質問

最後に、施設使用料の統一化の影響についてです。

行政の維新により、施設使用料の統一化が行われました。受益者負担の原則については私も賛同するところであり、明確な政策目的のない税の支出はとめるべきではありませんが、受益者負担に固執する余り、公共施設が有する意味までも失ってしまっ
ては、元も子もありません。

今回は文化会館について伺います。さきの施設使用料の見直しにより、市民の利用に関して公共施設が有する意味を失っていないか、担当部局の認識をお聞かせいただきます。

木野内幸広人権文化部長

文化会館の使用料につきましては、施設使用料に係る減免基準の統一化に伴いまして、本年4月1日から減額措置を行わないことといたしました。当該減額措置の廃止により、大ホール、中ホール、小ホールの使用料は、市内のほかの公共施設の料金設定と異なり、市内使用者と市外使用者の負担の差、興行などのような入場料の徴収の有無による負担の差がなくなることから、住所が本市内である使用者がこれらのホールを使用する場合におきまして、入場料その他これに類するものを徴収しないときは、ホール及びホールの使用に伴う附属設備などに係る使用料の5割を徴収するものと条例を改正し、本年4月1日から施行しております。

減免基準の統一化につきましては、本市全施設に係るものでございまして、文化会館だけを特別扱いにできるものではございません。先ほど申し上げましたとおり、市内使用者の負担増を抑えようとしたものでございます。

なお、減免基準が統一化されましても、文化会館が文化振興の拠点であり、市民文化活動の拠点施設であることに変わりはありません。

以上でございます。

質問

ちょっと矛盾が起こっているという市民相談を受けていまして、営利団体が、入場料を取らないと、参加者から入場料を取るけど、使用者から入場料を取らない場合は半額になるけども、非営利団体がその自身の事業のために徴収を行うと全額取られるということは矛盾じゃないかという、その認識についてはどうでしょうか。

木野内幸広人権文化部長

入場料の有無だけで使用者に利益があるかどうかを判断することは難しいところではございますけども、舞台で発表するための参加料などにつきましては、参加者が当

該催しに参加するために支払うものでございまして、使用者以外から徴収するものとは性質が異なるものと考えます。入場料その他これに類するものの徴収につきましては、催しの案内チラシや当日の入場時の様子から申請が正しいものかどうか一定判断ができます。申請に誤りがあった場合には、追加徴収を行っております。したがって、大・中・小ホールの使用料につきましては、市内利用者であるか、申請時に入場料その他これに類するものを徴収するか否かで基準を設けたものでございます。

以上でございます。